平成２１年（フ）第３３２９号
札幌市東区伏古14条３丁目12番４―202号
債務者　内田　智恵
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３３８号
札幌市東区北11条東４丁目２番１―101号
債務者　佐々木裕巳（旧姓富永）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３６７号
札幌市中央区北９条西24丁目３番８号　リアルコート３号
債務者　竹内　康伸
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３６８号
札幌市中央区北９条西24丁目３番８号　リアルコート３号
債務者　竹内美知代（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３７２号
札幌市白石区南郷通１丁目南４番16―105号
債務者　江口　　学
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３７９号
札幌市厚別区青葉町１丁目１番１―705号
債務者　松塚八重子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９１号
札幌市白石区東札幌３条５丁目２番30号　アクアⅠ―101号
債務者　谷口　正美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９８号
札幌市西区発寒９条９丁目１番48号
債務者　太田真知子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４０１号
札幌市豊平区平岸８条13丁目１番23―110号
債務者　柳澤　　武
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４１３号
札幌市西区発寒10条５丁目２番16号
債務者　久保美智子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４１８号
札幌市白石区米里１条２丁目15番６号　コーポＮ102号
債務者　小林千鶴子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４２３号
札幌市西区発寒15条１丁目７番34号
債務者　安岡眞千子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４２８号
札幌市東区北40条東４丁目２番10号　コーポオカジマ102号
債務者　向井和歌子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４４２号
札幌市白石区南郷通８丁目南５番１―1005号
債務者　山本美栄子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４４７号
札幌市豊平区福住２条８丁目２番23号
債務者　三浦季世子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４５０号
札幌市白石区北郷７条９丁目８番９号
債務者　小川　孝子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４６２号
札幌市中央区南18条西８丁目２番35号　ＨＡＲＡＸ山鼻Ｄ棟402号
債務者　鴫原　範子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部